

消防消第132号  
平成27年6月30日

都道府県消防防災主管部長 様

消防庁消防・救急課長  
(公印省略)

平成26年度における消防職員委員会の運営状況及び平成27年度  
における消防職員委員会の運営に関する留意事項について

消防職員委員会（以下「委員会」という。）については、平成8年に制度を施行、平成17年に意見取りまとめ者制度の創設等の制度改正を行い、委員会制度の円滑な運用と定着が図られているところです。

消防庁においては、毎年度、委員会の運営状況調査を実施しているところですが、このたび平成26年度における委員会運営状況の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおり概要をお知らせします。

また、今回の調査結果を踏まえて、委員会制度の運営をより一層円滑にするため、留意事項を下記のとおり通知いたします。調査結果においては、依然として1年度間に委員会を開催していない本部、審議対象と認められる意見を審議対象外としている本部、審議結果等の職員への通知および周知をしていない本部も見受けられることから、貴職におかれましては、委員会制度の運営に遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して下記留意事項を周知徹底されるようお願いいたします。

併せて、別途、今年度も「消防職員委員会パンフレット」を全消防職員に配布することとしているので、当該パンフレットを活用し、委員会のより円滑な運営と定着を図るよう周知してください。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 委員会の開催に関する事項

- (1) 委員会の開催時期については、次年度の予算編成を勘案し、毎年度前半に1回開催することを常例とすること。それ以外は、必要に応じて開催すること。
- (2) 意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、事務局からの各種報告事項等を議題として開催すること。

## 2 提出する意見に関すること

### (1) 意見の提出について

意見については、法律で定める項目に該当するものであれば幅広く提出できるものであり、職員が意見を出しやすい環境づくりに努めること。例えば、以下に掲げる事項について提出することができるものであり、その旨職員に再周知すること。

#### ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること

例

- ・賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
- ・昇任及び懲戒等の基準
- ・労働に関する安全、衛生及び災害補償
- ・職場環境、レクリエーション 等

#### ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

例

- ・制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽、靴等
- ・空気呼吸器、携帯無線機 等

#### ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

例

- ・消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
- ・消防車両、消防用資機材 等

### (2) 提出意見を審議対象外とする場合の取扱いについて

提出意見は制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることが望ましく、法律に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審議対象外とすること。また、判断に迷う場合は、意見取りまとめ者等に意見の趣旨を確認するなど、意見提出者の意向を十分に汲み取るように注意すること。

### (3) 再度意見を提出することについて

一度提出して審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきであること。

## 3 職員への通知及び周知に関する事項

委員会の公正性・透明性をより向上させるという趣旨から、委員会として、意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知すること。

周知の方法については、各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布等、適宜の方法によって差し支えないこと。

#### 4 意見取りまとめ者に関する事項

意見取りまとめ者については、委員会をより効果的かつ円滑に運営するという趣旨から創設されたことに鑑み、更なる活用を図られたいこと。

この趣旨から、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を經由して委員会へ提出されることが望ましいものであること。

また、意見取りまとめ者は、委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関する意見を述べることができるものとされているが、この意見とは、意見の募集方法に関する意見、意見を提出しやすい環境づくりについての意見、委員会の開催時期や開催に係る周知についての意見、審議概要の周知方法についての意見などであること。

#### 5 消防長の処置等に関する事項

- (1) 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。
- (2) 消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周知するものであること。

消防庁消防・救急課 職員第二係 大河内・永田 TEL：03-5253-7522 FAX：03-5253-7532 E-mail：shokuin@soumu.go.jp
---

## 平成26年度消防職員委員会運営状況調査の結果

平成27年3月31日現在 調査対象消防本部数	751本部
------------------------	-------

(※ 以下の集計は、平成27年3月31日時点の調査対象消防本部(751本部)による)

## 1 開催状況

区分	消防本部数	構成比
開催	750	99.9%
未開催	1	0.1%

## 2 開催時期

区分	消防本部数	構成比(開催本部数750に対する)
年度前半	684	91.2%
年度後半	66	8.8%

## 3 委員の構成

区分	職員数	構成比(全委員数7,245に対する)
管理職員の数	646	8.9%
非管理職員の数	6,599	91.1%

## 4 意見取りまとめ者の構成

区分	職員数	構成比(全意見取りまとめ者数3,247に対する)
管理職員の数	382	11.8%
非管理職員の数	2,865	88.2%

## 5 職員への通知及び周知

区分	消防本部数	構成比(開催本部数750に対する)
①、②及び③をすべて実施	677	90.3%

## 備考

- ①(委員会)意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、審議結果及びその理由を通知している。
- ②(委員会)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知している。
- ③(消防長)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置結果を周知している。

## 6 意見取りまとめ者を經由

区分	意見数	構成比(審議数5,081に対する)
意見取りまとめ者を經由して提出された意見のうち、委員会で審議された意見	3,933	77.4%

## 7 審議状況と処置結果

### (1) 委員会の審議結果

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・厚生福利	1,896	682	619	104	452	39
	37.3%	13.4%	12.2%	2.0%	8.9%	0.8%
被服・装備品	1,671	633	453	46	503	36
	32.9%	12.5%	8.9%	0.9%	9.9%	0.7%
機械器具・その他の 施設等	1,514	445	331	76	435	227
	29.8%	8.8%	6.5%	1.5%	8.6%	4.5%
計	5,081	1,760	1,403	226	1,390	302
	100%	34.6%	27.6%	4.4%	27.4%	5.9%

### (2) 審議結果に対する消防長の処置結果

消防長の 処置結果 委員会の 審議結果	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸課題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
実施が適当	864	487	276	128	5	1,760
	17.0%	9.6%	5.4%	2.5%	0.1%	34.6%
諸課題を検討	83	201	843	268	8	1,403
	1.6%	4.0%	16.6%	5.3%	0.2%	27.6%
実施は困難	1	7	31	180	7	226
	0.0%	0.1%	0.6%	3.5%	0.1%	4.4%
現行どおり	34	15	65	1,251	25	1,390
	0.7%	0.3%	1.3%	24.6%	0.5%	27.4%
その他	9	1	4	270	18	302
	0.2%	0.0%	0.1%	5.3%	0.4%	5.9%
計	991	711	1,219	2,097	63	5,081
	19.5%	14.0%	24.0%	41.3%	1.2%	100%

## 8 平成25年度に審議された意見の実現状況(平成26年度末現在)

### (1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既に実施された件数	割合
5,026	1,291	25.7%

### (2) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既に実施された件数	割合
1,805	930	51.5%

## 9 平成25年度中に実施した主な意見

### (1) 勤務条件等に関すること

- ・ 仮眠室の環境整備
- ・ 交替制勤務者の健康診断の充実
- ・ 駐車場及び駐輪場の確保
- ・ トイレの洋式化
- ・ 惨事ストレス対策の実施
- ・ 消防業務に必要な資格取得への助成 等

### (2) 被服及び装備品に関すること

- ・ 防火衣の更新及び冷却パックの導入
- ・ 救急隊安全靴の導入
- ・ 貸与被服(救急服等)の難燃素材化
- ・ 消防手帳の更新 等

### (3) 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること

- ・ 訓練用資機材の購入
- ・ 緊急車両へのドライブレコーダー設置
- ・ 車両積載携帯電話の配備
- ・ 地図の定期的な更新 等

## 10 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
8年度	926 本部	792 本部	85.5%
9年度	923 本部	711 本部	77.0%
10年度	917 本部	700 本部	76.3%
11年度	911 本部	654 本部	71.8%
12年度	906 本部	665 本部	73.4%
13年度	902 本部	644 本部	71.4%
14年度	900 本部	733 本部	81.4%
15年度	886 本部	886 本部	100.0%
16年度	863 本部	860 本部	99.7%
17年度	814 本部	812 本部	99.8%
18年度	811 本部	808 本部	99.6%
19年度	807 本部	802 本部	99.4%
20年度	806 本部	804 本部	99.8%
21年度	803 本部	801 本部	99.8%
22年度	802 本部	796 本部	99.3%
23年度	798 本部	791 本部	99.1%
24年度	784 本部	780 本部	99.5%
25年度	767 本部	764 本部	99.6%
26年度	751 本部	750 本部	99.9%

## 11 各年度の審議件数及び審議結果

区分	審議件数	審議結果の区分				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
8年度	8,765	3,560 40.6%	2,931 33.4%	684 7.8%	1,590 18.1%	
9年度	5,856	2,354 40.2%	1,839 31.4%	495 8.5%	1,168 19.9%	
10年度	5,447	2,196 40.3%	1,765 32.4%	329 6.0%	1,157 21.2%	
11年度	5,026	1,995 39.7%	1,472 29.3%	256 5.1%	1,114 22.2%	189 3.8%
12年度	5,031	2,014 40.0%	1,438 28.6%	269 5.3%	1,125 22.4%	185 3.7%
13年度	4,912	2,052 41.8%	1,384 28.2%	251 5.1%	1,047 21.3%	178 3.6%
14年度	4,867	2,043 42.0%	1,315 27.0%	248 5.1%	1,026 21.1%	235 4.8%
15年度	5,590	2,495 44.6%	1,412 25.3%	241 4.3%	1,177 21.1%	265 4.7%
16年度	4,919	1,978 40.2%	1,315 26.7%	229 4.7%	1,143 23.2%	254 5.2%
17年度	5,354	2,236 41.8%	1,347 25.2%	245 4.6%	1,244 23.2%	282 5.3%
18年度	5,036	2,171 43.1%	1,398 27.8%	171 3.4%	1,063 21.1%	233 4.6%
19年度	5,312	2,177 41.0%	1,505 28.3%	227 4.3%	1,151 21.7%	252 4.7%
20年度	5,008	1,888 37.7%	1,397 27.9%	217 4.3%	1,210 24.2%	296 5.9%
21年度	5,149	2,067 40.1%	1,374 26.7%	217 4.2%	1,238 24.0%	253 4.9%
22年度	4,971	1,836 36.9%	1,371 27.6%	229 4.6%	1,209 24.3%	326 6.6%
23年度	5,253	2,050 39.0%	1,422 27.1%	169 3.2%	1,319 25.1%	293 5.6%
24年度	5,067	1,913 37.8%	1,320 26.1%	184 3.6%	1,303 25.7%	347 6.8%
25年度	5,026	1,805 35.9%	1,382 27.5%	195 3.9%	1,215 24.2%	429 8.5%
26年度	5,081	1,760 34.6%	1,403 27.6%	226 4.4%	1,390 27.4%	302 5.9%
累 計	101,670	40,590 39.9%	28,790 28.3%	5,082 5.0%	22,889 22.5%	4,319 4.2%

\* 審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定

# 消防職員委員会

消防事務の  
円滑な  
運営のために!!



平成27年7月 総務省消防庁 消防・救急課

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより、職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的としています。



消防職員委員会は、消防組織法第17条に基づく制度です!!  
皆さんの意見で、働きやすい職場をつくっていきましょう。



## 意見提出ができる項目

- 以下の①～③の項目に該当するものであれば、幅広く意見を提出できます。
- 提出した意見については、以下の①～③に該当しないことが明らかなものに限って審議対象外とすることとされています。

### ① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること

- 例
- ・賃金その他給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
  - ・昇任及び懲戒等の基準
  - ・労働に関する安全、衛生及び災害補償
  - ・職場環境、レクリエーション

### ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

- 例
- ・制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽等
  - ・空気呼吸器、携帯無線機等

### ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

- 例
- ・消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
  - ・消防車両、消防資機材等

## これまでに実施に至った主な意見

### ① 勤務条件等に関すること

- ・仮眠室の環境整備
- ・駐車場及び駐輪場の確保
- ・惨事ストレス対策の実施
- ・交替制勤務者の健康診断の充実
- ・トイレの洋式化
- ・消防業務に必要な資格取得への助成 等

### ② 被服及び装備品に関すること

- ・防火衣の更新及び冷却パックの導入
- ・貸与被服（救急服等）の難燃素材化
- ・救急隊安全靴の導入
- ・消防手帳写真の更新 等

### ③ 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること

- ・訓練用資機材の購入
- ・車両積載携帯電話の配備
- ・緊急車両へのドライブレコーダー設置
- ・地図の定期的な更新 等

# 消防職員委員会 Q & A

**Q 1**

**職員の意見の提出はどのように行えばいいの？**

**A**

消防職員委員会への意見は、所定の様式により作成し、意見取りまとめ者を經由して、消防本部内の委員会庶務を担当する部署へ提出することになります。ただし、意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合には、直接委員会庶務を担当する部署へ提出することができます。

**Q 2**

**なぜ、意見取りまとめ者を經由して提出するの？**

**A**

意見取りまとめ者を經由することで、職員が意見を提出しやすくなることが期待されます。意見取りまとめ者は、意見提出する際に委員会に対して補足説明をしたり、委員会制度の目的達成のために運用に関して意見を述べたりします。なお、A 1のとおり、直接委員会庶務を担当する部署へ提出することもできます。

**Q 3**

**一度審議された意見は、再提出できないの？**

**A**

一度提出して審議された意見を次年度以降に再提出しても差し支えありません。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うこともできます。

**Q 4**

**審議された意見や結果は、教えてくれるの？**

**A**

委員会は、意見を提出した職員や意見取りまとめ者に対して、審議結果及びその結果に至った理由を通知しなければなりません。また、職員全員に対しても、消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知しなければなりません。

**Q 5**

**職員から意見の提出がなかったら、委員会は開催しなくていいの？**

**A**

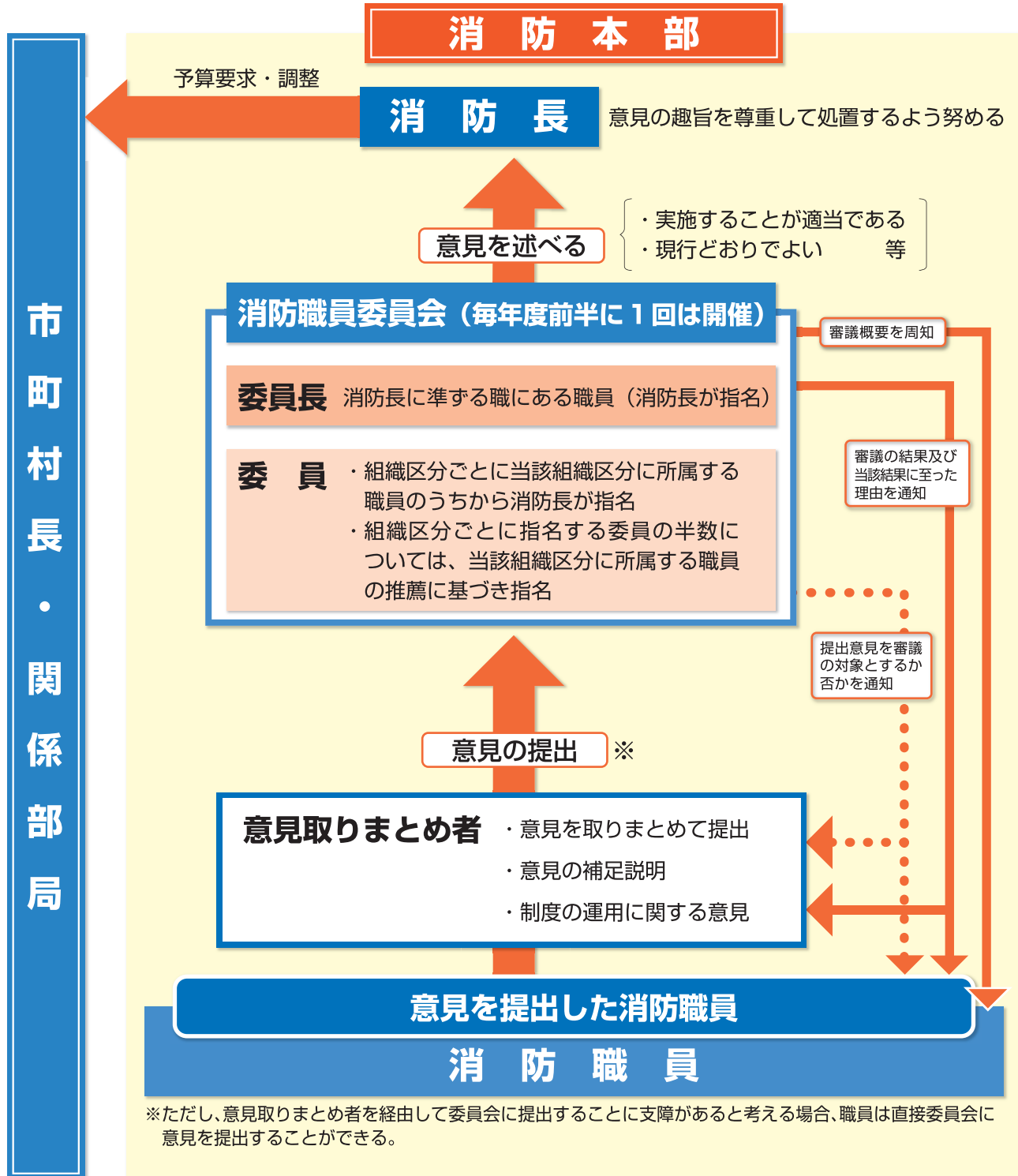
委員会は、少なくとも毎年度（4月～9月）に1回は開催するものです。意見がなくても、円滑な運営を図るための検討や、事務局からの各種報告事項等を議題として開催しなくてはなりません。

消防職員委員会において、現場の活動で得た貴重な経験を意見することにより、職場環境のさらなる向上が図られ、より円滑な消防事務の運営につながっていきます。

消防長をはじめ消防職員一人ひとりが制度の趣旨を正しく理解し、消防職員委員会を積極的に活用しましょう。

# 消防職員委員会の概要

## ■ 消防職員委員会の仕組み



## ■ 消防職員委員会の開催

- ・ 委員会は、年度前半に1回開催しなければなりません。また、必要に応じて開催することも可能です。
- ・ 委員は、自分自身の消防職員としての知識、経験に基づいて意見を述べることとなります。

## ■ 消防長の処置

- ・ 消防長は、委員会の審議結果を尊重して処置するように努めなければなりません。
- ・ 消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を職員に周知することが必要です。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。